

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年4月14日
【発行者の名称】	株式会社カイテクノロジー (Chi-technology Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 勝屋 嘉恭
【本店の所在の場所】	東京都新宿区内藤町87番地
【電話番号】	03-6273-0408
【事務連絡者氏名】	取締役 田熊 眞司
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/">https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/</a>
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社カイテクノロジー <a href="https://chitech.co.jp">https://chitech.co.jp</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 中間連結会計期間	第10期
会計期間		自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日
売上高	(千円)	2,036,903	—
経常利益	(千円)	116,118	—
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益	(千円)	71,353	—
中間包括利益又は包括利益	(千円)	71,363	—
純資産額	(千円)	677,162	612,098
総資産額	(千円)	2,177,993	2,326,906
1株当たり純資産額	(円)	161.23	145.74
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	1.5 (—)
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	16.99	—
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	31.09	26.31
自己資本利益率	(%)	11.07	—
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	61,250	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△6,202	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△162,666	—
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	1,050,256	—
従業員数(外、平均臨時雇用人員)	(人)	367	383

(注) 1. 第10期連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。  
また、連結子会社のみなし取得日を2024年7月31日としており、かつ、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、第10期においては連結貸借対照表のみを連結しているため、連結貸借対照表項目のみを記載しております。

2. 平均臨時雇用人員(アルバイト等を含み、派遣社員を除く。)は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100

分の10未満のため、記載を省略しております。

3. 第11期中間連結会計期間の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、第11期中間連結会計期間は当社株式の期中での取引実績がないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

2025年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
I T関連サービス事業	340
全社(共通)	27
合計	367

- (注) 1. 平均臨時雇用人員数の総数が従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### （2）発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
343	36.3	7年2か月	4,739

- (注) 1. 平均臨時雇用人員数の総数が従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は正社員を対象として算出しております。

### （3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

当社グループは当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

##### (1) 業績

当中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）における我が国経済は、企業業績及び雇用情勢の改善等に伴い緩やかな回復の動きが見られました。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルのガザ侵攻をはじめとする国際的緊張や世界的な物価の上昇、海外における政治的不安定要因の増大等により、日本経済の見通しは不透明となっております。

経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査2024年12月分確報」によると、情報サービス業の売上高は1,920,472百万円となり前年同月比11.7%増、うち受注ソフトウェアの売上高は1,299,553百万円で前年同期比16.5%増となり順調に推移しています。

企業や行政などにおけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）領域への投資は引き続き積極的であり、当社グループはこの潮流を成長の機会と捉え、「プラスαで快適（カイテク）な明日へ」というコーポレートミッションを掲げ、「利益向上」、「人材開発」、「市場競争力」の3つの経営課題に対し、「社員採用強化」、「教育環境整備」、「業務高度化」の3つを重点施策として事業を推進しております。

「社員採用強化」については、新規大学卒、第二新卒、若手即戦力の採用に注力し、中期的にバランスのとれた社員年齢構成の形成を図るとともに、外国籍技術者、女性活躍推進をはじめとするダイバーシティ採用を積極的に取り入れていく計画です。

「教育環境整備」については、2024年8月に設置した社内教育のための組織であるカイテクラボ&教育センター（通称CLLC）で、月1～2回の定期的なセミナーの開催やハンズオンラボを実施しております。

「業務高度化」については、ITアーキテクト、ITコンサルタントの業務を中心に育成・拡大を図るとともに、受託開発サービスにおいてはSI業務の対応可能領域の拡張と体制整備を進める計画です。

パッケージ販売サービスにおける「業務高度化」についても、食（FoodTech）と健康（HealthTech）のDX化を積極的に推進し、AIなどの先端技術を採用することで、お客様の一層の利便性や生産性向上を図っていきます。

このような状況下において、当社グループの当中間連結会計期間につきましては、売上高2,036,903千円、営業利益99,723千円、経常利益116,118千円、親会社株主に帰属する中間純利益71,353千円となりました。

当社グループはIT関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりませんがサービス別の概況は、次のとおりであります。

システム開発サービス（SES・人材派遣）においては、案件獲得が順調に進んだことにより、売上高1,377,293千円となりました。

受託開発サービスにおいては、受託案件のシステム開発が概ね計画通り進捗したことから、売上高は380,667千円となりました。

パッケージ販売サービスにおいては、インストール版の販売が伸び悩んだものの、Web版導入が進んだことから、売上高は278,942千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ107,617千円減少し、1,050,256千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により取得した資金は、61,250千円となりました。これは主に棚卸資産の増加38,994千円、未払費用の減少27,461千円、預り金の減少37,101千円、税金等調整前中間純利益116,118千円、のれんの償却額13,692千円、売上債権及び契約資産の減少16,721千円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、6,202千円となりました。これは主に定期預金の払戻による収入21,400千円、定期預金の預入による支出25,000千円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は、162,666千円となりました。これは主に長期借入金の返済79,866千円、社債の償還76,500千円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの事業はIT関連サービス事業の単一セグメントでありますので、サービス別に記載しております。

### (1) 生産実績

当社グループの事業は、ソフトウェアの受託開発、派遣、オリジナルパッケージソフトの販売であり、生産活動を行っておらず、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
システム開発サービス	1,379,695	—	616,228	—
受託開発サービス	431,364	—	183,087	—
パッケージ販売サービス	262,316	—	244,453	—
合計	2,073,376	—	1,043,769	—

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	前期比(%)
システム開発サービス	1,377,293	—
受託開発サービス	380,667	—
パッケージ販売サービス	278,942	—
合計	2,036,903	—

(注) 1. サービス間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

3. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため前期比は記載しておりません。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	—	—	212,751	10.4

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針および対処すべき課題について重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しています。また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループ株式に関する投資判断は本項及び本書中の本項以外の記載内容も合わせて慎重に検討した上で行われる必要があるものと考えております。

なお、記載事項の中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末日現在において当社グループが判断したものであり、不確定な要素を含んでおります。また、本記載は、発生し得る全てのリスクを網羅したのではなく、当社グループの事業その他に関するリスクは本記載に限られるものではありません。

#### (1) 事業環境に関するリスクについて

##### ①経済環境の変化が及ぼすIT投資姿勢への影響について

当社グループが属する情報サービス産業は、あらゆる業界にサービス提供を行っていることから、経済活動全般の動向に影響を受ける傾向があります。

当社グループは顧客の動向や経済情勢の変化を的確に把握し、適切な対応策を講じるよう努めておりますが、経済情勢の悪化や景気の低迷等によりIT投資が減少した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### ②競合他社による影響について

情報サービス産業においては、参入障壁が低く、大規模から小規模まで多数の事業者が存在しており、当該事業者との間に競合が生じております。

当社グループは顧客の動向を的確に把握し、ニーズに対応すべく技術力やサービス向上に努めておりますが、新規参入増加、価格競争等が激化した場合は当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### ③技術革新による影響について

情報サービス産業では、新たな技術やサービスが次々と生み出され、その変化は著しく速い業界でありま

す。

当社グループは技術革新の動向や将来を見据え、新たな技術の習得に努めておりますが、その想定を超える革新的な技術や著しい市場環境の変化等が生じた場合には、当該変化に対応することができず、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 事業に関するリスクについて

### ①人材の確保、育成について

当社グループの事業展開は、技術者の質と量に大きく依存しております。情報システムの開発は専門知識をベースとした労働集約型の業務であり、一定水準以上のスキルを有する技術者の確保が最重要と認識しております。

そのため新卒採用に注力するとともに、中途採用では業務知識やプロジェクト管理能力を有するリーダー候補の通年採用を行っています。併せて、研修や資格取得のための支援制度を導入するなど、情報システムの開発に必要な専門知識の習得を推奨しております。しかしながら、計画どおりに必要な人材が採用できない場合や既存技術者のスキルの向上を果たせない場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ②協力会社の確保について

当社グループの事業展開においては、社内リソースの不足への対応、社内では持ち合わせない業務知識や技術のノウハウ活用等を目的とし、協力会社を活用しております。

ビジネスパートナーとして優秀な協力会社と良好な連携の構築に努めており、今後も協力会社との良好な連携体制構築を積極的に推進する方針ではありますが、協力会社の確保が進まず、必要な人材が確保できない場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ③不採算プロジェクトの発生について

当社グループでは請負型のシステム開発案件については、受注前に顧客要件を十分に分析し、必要工数を見積もった上で、社内稟議システムによる決裁手続きを経て受注しております。受注後は開発工程ごとに進捗管理を行い、常に問題点の抽出と対策を施しておりますが、受注時には予測できなかった要因による開発工程の遅延や納品後のシステム運用における不具合が生じることがあります。これらの諸問題への対応に想定外の工数がかかる場合は、当社グループの経営成績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ④製品及びサービスの欠陥や瑕疵について

当社グループが提供する製品及びサービスについては開発や検査の工程管理に努めておりますが、欠陥や瑕疵が生じる可能性については全てを排除することはできません。

当社グループの製品及びサービスには、顧客の基幹業務に利用され高い信頼性が求められるケースは少なくないことから、これらの製品またはサービスの欠陥や瑕疵が原因で生じた損失に対する責任を追及される可能性があります。また、当社グループの製品またはサービスに重大な欠陥が生じたことにより製造物賠償責任問題が生じた場合には、売上の減少や賠償金の支払いが生じ、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ⑤特定顧客への依存について

当社グループのシステム開発事業では、安定した業務量を確保するため大手システムインテグレーターとの関係強化に努めてまいりました。2025年8月期中間連結会計期間においては、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社に対する売上高の総売上高に対する割合が10.4%と高い状況となっております。

今後も大手システムインテグレーターとの関係を維持・強化しつつ、新たな取引先数の開拓により、安定的な受注の確保を目指す方針であります。しかしながら、大手システムインテグレーターとの関係に変化が生じた場合や新規の顧客開拓が想定通りに進まなかった場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥個人情報の取扱いについて

当社グループは自ら個人情報を収集する業務を行っておりませんが、情報システムの開発のテスト段階等で個人情報を取扱う場合があります。個人情報の管理を徹底するため、体制強化の一環として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得するとともに、個人情報の取扱いに関連する従業員への教育により周知徹底を行っております。

しかしながら、個人情報が外部に漏洩するような事態となった場合には、当社グループの信頼失墜により、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦情報システムのトラブルについて

当社グループは事業の特性上、多数のコンピュータや通信機器を利用しております。これらの情報システムに対しては冗長化、バックアップの体制を取るとともにセキュリティ対策を講じております。情報システムへの外部攻撃に関しては、ファイアウォールやセキュリティソフトを配備し常時監視を行うとともに外部の専門事業者を活用した定期的な点検を実施しています。また、コンピュータセキュリティに関するインシデント関連情報、システムの脆弱性情報、攻撃予兆情報の収集に努めてセキュリティ対策に反映しております。

今後もセキュリティ対策を強化していく方針ですが、新たなコンピュータウィルスの脅威、電力供給の停止、通信障害等、想定外のシステムトラブルが生じた場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑧長時間労働の発生について

当社グループでは適切な労働管理に努め、長時間労働の発生を未然に防ぐべく、クラウド型の勤怠管理システムを導入し、事業部門と管理部門双方により監視しております。しかしながら、開発過程での想定外のトラブル対応のための工数の増加、特定の技術保有者への業務の集中などの要因により、長時間労働が発生する可能性があります。役職員の健康問題や労働問題に発展し、当社グループの経営成績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑨クラウド関連市場について

当社グループの自社プロダクトである「Mr. 献ダテマン」は、クラウド型のサブスクリプションサービスであります。当社グループはクラウド関連市場の順調な成長が続くものと見込んでおりますが、クラウドサービスに関連して、今後新たな法的規制の導入、技術革新の停滞などの要因により、クラウド関連市場の成長が阻害される場合には、サービス展開が想定通りに進まず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) その他のリスクについて

#### ①法的規制等について

##### イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

当社グループは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という）に基づき、一般労働者派遣事業について本社及び大阪オフィスにて許可を受けております。

労働者派遣事業は労働者派遣法第6条に欠格事由が設けられており、これに該当するときは事業の許可取消し、又は事業の廃止となる旨定められております。

当社グループは法令を遵守し事業運営を行っておりますが、法令違反に該当事項が発生した場合、法的な規制が変更等になった場合、許認可の有効期限の満了後に許可が更新されない場合には、当社グループの事業活動や経営成績に影響を与える可能性があります。

##### ロ 下請代金支払遅延等防止法

当社グループは、「下請代金支払遅延等防止法」でいう下請会社となる協力会社等に対して情報システムの開発を依頼しております。

当社グループは、支払代金の遅延等を未然に防止する体制を構築しておりますが、法令違反に該当する事

態が発生した場合、又は法律等の改正等が行われた場合には、当社グループの事業活動や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②知的財産権について

当社グループでは、幅広い業種のシステム開発に従事することにより、開発ノウハウを蓄積してきましたが、公知の技術をベースにした開発が主体であることから、特許性を有する開発技術を習得することは容易ではありません。

一方、新たな開発技術の導入に取り組む事業者もあり、特許等の申請は増加傾向にあります。当社グループでは、第三者が所有する著作権及び特許権を侵害しないよう、従業員に対する啓蒙活動や弁護士や弁理士への事前相談を行うなど細心の注意を払い事業展開しておりますが、当社グループの認識外で第三者が所有する著作権及び特許権を侵害してしまった場合、当社グループへの損害賠償請求、信用の低下、風評等により、当社グループの事業活動、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③自然災害等について

当社グループや取引先が事業展開する地域において、自然災害、電力・通信・交通その他の社会インフラの障害、大規模な事故等が発生した場合には、当社グループ又は当社グループの取引先の企業活動に悪影響を及ぼし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産の回収可能性は、将来の収益力やタックスプランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の発生状況等に基づき判断しております。当該見積り及び当該仮定において、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

#### ⑤のれん及び無形資産について

当社グループは、企業買収に伴い相当額ののれん及び無形資産を計上しております。当該のれん及び無形資産につきましては事業価値を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境の変化により当初期待した成果が得られない場合、のれん及び無形資産の減損処理等が発生し、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、当社グループの役職員に対してインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。当中間連結会計期間の末日時点において、これらの新株予約権による潜在株式数は、454,500株であり、発行済株式総数の10.8%に相当しております。

これらの株式予約権が行使された場合には、既存の株式が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

#### (4) 担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。当中間連結会計期間の末日現在において、当社グループがJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社グループは、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社グループ及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができます。

る旨の定めがあります。当社グループが同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社グループ普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社グループにおいて下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

#### ①債務超過

当社グループがその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社グループの事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社グループが法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社グループが審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社グループが提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ②銀行取引の停止

当社グループが発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

#### ③破産手続、再生手続又は更生手続

当社グループが法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社グループが、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態に

なった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社グループが法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

a 当社グループが債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社グループから当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社グループが債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合  
当社グループから当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日  
(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)

c 当社グループが、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

当社グループから当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社グループが次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社グループが法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社グループが前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

当社グループが事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社グループが事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

a 当社グループが、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社グループの株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からvii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa 又はb に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次のa からg までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割

当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

#### ⑩全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

#### ⑪株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の普通株式に係る株式の全部を取得する場合

#### ⑫株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

#### ⑬反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

#### ⑭その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、当中間連結会計期間の末日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社グループが属する情報サービス産業では、セキュリティ対策やビッグデータの活用、AI、IoT、RPA、Fintech等といった情報技術の革新により、金融機関をはじめとして、エネルギー、官公庁、サービス等の各分野で情報化投資が拡大しております。

このような環境の変化において、当社グループでは、様々な技術革新や顧客ニーズに対応したサービス提供を行っ

ていくために、オリジナルパッケージにおける新たな機能の開発や、WEB対応など利便性の改善を目指しております。

当中間連結会計期間における研究開発費の金額は、24,749千円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。

経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は1,668,561千円となり、前連結会計年度末に比べ91,438千円減少いたしました。これは主に仕掛品が37,091千円増加し、現金及び預金が104,018千円、売掛金が31,249千円減少したためであります。また、当中間連結会計期間末における固定資産は509,431千円となり、前連結会計年度末に比べ57,474千円減少いたしました。これは主にのれんが13,692千円、繰延税金資産が32,593千円減少したためであります。

この結果、総資産は2,177,993千円となり、前連結会計年度末に比べ148,913千円減少いたしました。

#### (負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は721,267千円となり、前連結会計年度末に比べ86,692千円減少いたしました。これは主に未払費用が27,612千円、預り金が37,101千円、1年以内返済長期借入金が19,998千円減少したためであります。また、当中間連結会計期間末における固定負債は779,563千円となり、前連結会計年度末に比べ127,284千円減少いたしました。これは主に社債が76,500千円、長期借入金が59,868千円減少したためであります。

この結果、負債合計は1,500,830千円となり、前連結会計年度末に比べ213,977千円減少いたしました。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は677,162千円となり、前連結会計年度末に比べ65,063千円増加いたしました。これは親会社株主に帰属する中間純利益の計上により利益剰余金が71,353千円増加した一方、配当の支払いにより6,300千円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は31.09%となりました。

### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

### (5) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	当中間連結会計期 間末現在発行数 (株) (2025年2月28日)	公表日現在 発行数(株) (2025年4月14日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	11,800,000	4,200,000	4,200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何 ら限定のない 当社における 標準となる株 式であり、単 元株式数は100 株であります。
計	16,000,000	11,800,000	4,200,000	4,200,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式454,500株が含まれております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権 (2020年3月24日株主総会決議、2020年3月24日取締役会決議)

	当中間連結会計期間末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数(個)	2,400	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月8日～2029年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 182 資本組入額 91	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取 締役会の承認を要するものとし る。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株です。ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)、または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす)を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分する自己)株式数} \times \text{1株当たり行使金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件
  - i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
  - ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
  - iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
  - iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
  - v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了若しくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることができない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限るものとする。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - i 新株予約権者は、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了若しくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
    - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によって取得する新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2020年3月24日株主総会決議、2020年3月24日取締役会決議）

	当中間連結会計期間末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数(個)	110	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,000 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2022年4月8日～2029年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 182 資本組入額 91	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株です。ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)、または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす)を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分する自己)株式数} \times \text{1株当たり行使金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了若しくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることができない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社

法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限るものとする。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- i 新株予約権者は、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了若しくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
  - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
  - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によって取得する新株予約権の一部を決定する。

第3回新株予約権（2022年5月30日株主総会決議、2022年5月30日取締役会決議）

	当中間連結会計期間末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数(個)	203,500	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	203,500 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2024年6月18日～2031年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)、または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす)を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分する自己)株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、又

は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了若しくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることができない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

#### 4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限るものとする。

#### 5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- i 新株予約権者は、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了若しくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
  - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
  - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によって取得する新株予約権の一部を決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年2月28日	—	4,200,000	—	28,200	—	20,700

(6) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に對する 所有株式数の 割合(%)
株式会社リーブル	東京都新宿区新宿2丁目1番15 ザ・パークハウス新宿御苑602	3,355,600	79.89
勝屋 嘉恭	東京都新宿区	333,400	7.94
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区九段北3丁目2-4	220,000	5.24
勝屋 奈緒子	東京都新宿区	120,000	2.86
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	100,000	2.38
カイテクノロジー従業員持株会	東京都新宿区内藤町87大木戸庁舎6階	61,000	1.45
伊地知 高之	東京都練馬区	5,000	0.12
技研電子株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目7-19	5,000	0.12
計	—	4,200,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,200,000	42,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,200,000	—	—
総株主の議決権	—	42,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期
決算年月	2022年8月	2023年8月	2024年8月
最高(円)	—	226	—
最低(円)	—	226	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。  
2. 2023年6月30日付で上場いたしましたため、第8期については該当事項はありません。  
3. 第10期については、売買実績がないため記載しておりません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年9月	10月	11月	12月	2025年1月	2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。  
2. 2024年9月から2025年2月までは、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員状況】

前連結会計年度の発行者情報の提出日後、当中間連結会計期間において、役員の変動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社グループの中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。また、当社は、第1種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社グループの中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、当社は前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報を記載しておりません。

### 2 監査証明について

当社グループは、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)に係る中間連結財務諸表について、史彩監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,179,274	1,075,256
受取手形	132	—
売掛金	461,566	430,316
契約資産	29,613	44,273
商品及び製品	15,245	13,529
仕掛品	14,659	51,750
前渡金	19,976	14,439
前払費用	27,810	30,493
その他	12,146	9,258
貸倒引当金	△425	△755
流動資産合計	1,760,000	1,668,561
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	93,243	93,243
減価償却累計額	△34,820	△39,468
建物及び構築物(純額)	58,422	53,774
工具、器具及び備品	31,764	33,659
減価償却累計額	△19,363	△21,111
工具、器具及び備品(純額)	12,400	12,547
有形固定資産合計	70,823	66,322
無形固定資産		
のれん	191,692	178,000
ソフトウェア	16,532	14,385
顧客関連資産	148,000	143,374
その他	973	973
無形固定資産合計	357,198	336,734
投資その他の資産		
繰延税金資産	61,568	28,975
その他	77,315	77,399
投資その他の資産合計	138,884	106,374
固定資産合計	566,906	509,431
資産合計	2,326,906	2,177,993

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	117,363	122,819
契約負債	83,763	83,716
1年以内償還予定の社債	153,000	153,000
1年以内返済予定の長期借入金	149,753	129,755
未払金	36,454	33,296
未払費用	84,557	56,944
未払法人税等	515	302
未払消費税	43,789	42,518
預り金	40,540	3,438
賞与引当金	96,702	94,727
受注損失引当金	1,521	747
流動負債合計	807,960	721,267
固定負債		
社債	356,000	279,500
長期借入金	439,828	379,960
退職給付に係る負債	30,832	32,199
資産除去債務	50,646	50,655
繰延税金負債	9,520	21,316
その他	20,021	15,932
固定負債合計	906,848	779,563
負債合計	1,714,808	1,500,830
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,200	28,200
資本剰余金	132,772	132,772
利益剰余金	451,125	516,179
株主資本合計	612,098	677,151
その他包括利益累計金額		
その他有価証券評価差額金	—	10
その他の包括利益累計額合計	—	10
純資産合計	612,098	677,162
負債純資産合計	2,326,906	2,177,993

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)
売上高	2,036,903
売上原価	1,449,473
売上総利益	587,429
販売費及び一般管理費	※ 487,706
営業利益	99,723
営業外収益	
受取利息	524
助成金収入	18,197
雑収入	3,107
営業外収益合計	21,829
営業外費用	
支払利息	3,857
社債利息	1,577
営業外費用合計	5,435
経常利益	116,118
税金等調整前中間純利益	116,118
法人税、住民税及び事業税	380
法人税等調整額	44,384
法人税等合計	44,764
中間純利益	71,353
親会社株主に帰属する中間純利益	71,353

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間  
(自2024年9月1日  
至2025年2月28日)

中間純利益	71,353
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	10
その他の包括利益合計	10
中間包括利益	71,363
(内訳)	
親会社株主に帰属する中間包括利益	71,363

## ③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前中間純利益	116,118
減価償却費	8,972
のれん償却額	13,692
顧客関連資産償却額	4,625
貸倒引当金の増減額(△は減少)	329
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,975
受注損失引当金の増減額(△は減少)	△774
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1,367
受取利息及び受取配当金	△524
支払利息	5,435
助成金収入	△12,197
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	16,721
棚卸資産の増減額(△は増加)	△38,994
前払費用の増減額(△は増加)	2,839
仕入債務の増減額(△は減少)	5,456
未払金の増減額(△は減少)	△7,046
未払費用の増減額(△は減少)	△27,461
預り金の増減額(△は減少)	△37,101
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,270
その他	1,607
小計	49,819
利息及び配当金の受取額	514
利息の支払額	△5,556
助成金の受取額	12,197
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	4,276
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>61,250</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
無形固定資産の取得による支出	△430
投資有価証券の取得による支出	△301
有形固定資産の取得による支出	△2,095
貸付金の回収による収入	223
定期預金の預入による支出	△25,000
定期預金の払戻による収入	21,400
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△6,202</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	△79,866
社債償還による支出	△76,500
配当金の支払額	△6,300
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△162,666</b>
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△107,617
現金及び現金同等物の期首残高	1,157,873
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,050,256

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
給与手当	157,518千円
賞与引当金繰入額	21,294千円
退職給付費用	4,111千円
貸倒引当金繰入額	329千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	1,075,256千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△25,000千円
現金及び現金同等物	1,050,256千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年10月15日 取締役会	普通株式	6,300	1.5	2024年8月31日	2024年11月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社グループは単一セグメントであり、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
システム開発サービスから生じる収益	1,377,293
受託開発サービスから生じる収益	380,667
パッケージ販売サービスから生じる収益	278,942
外部顧客への売上高(合計)	2,036,903

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり中間純利益	16円99銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	71,353
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	71,353
普通株式の期中平均株式数(株)	4,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 前中間連結会計期間は連結損益計算書を作成していないため、記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年4月14日

株式会社カイテクノロジー

取締役会 御中

## 史彩監査法人

東京都港区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西田 友洋

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 林 裕之

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カイテクノロジーの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カイテクノロジー及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。